

○ 審議, 検討等に関する情報

【法14条6号(独法14条4号)関係】

3-16	<p>答申3(独個)60 「本人に係る特定の医薬品の自主回収に関する文書の一部開示決定に関する件」</p> <p>・ 文書の記載内容や会議の趣旨等に照らし、「医療安全管理カンファレンス」会議の「出席者」の職名を開示しても、特定の職名の職員が同会議の構成員であるという事実が明らかになるにすぎず、同会議の構成員の氏名を明らかにすることにより、関係者の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれにつながるとする開示決定通知書における不開示理由が成立するとは認め難く、法14条4号には該当しないとした例</p>	<p>2 不開示部分の不開示情報該当性について (略) (2) 以下, 検討を行う。 (略) イ 上記(1)②の不開示部分について (ア) 原処分の開示決定通知書を確認すると、当該部分は法14条2号, 4号及び5号ニに該当するとして不開示とされたものであることが認められる。また、同条4号及び5号ニに関する記載は、おおむね以下のとおりであることが認められる(別紙の2に掲げる文書の不開示部分に係る記載を一部含む)。 「会議出席者の氏名及び役職」及び「会議出席者の発言内容」については症例検討会及び医療安全管理委員会が診療の妥当性等について検討することを目的としており、公にすることを想定しておらず、開示した場合、関係者の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、また、今後の交渉又は争訟において、機構の当事者としての地位を不当に害するおそれがあることから、法14条4号及び同条5号ニに該当するため不開示とした。 (イ) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。 文書2は、先行決定に対する令和2年度(独個)答申第33号で「・・・議事録」と表記されたことから、以降の裁決及び原処分ではこの名称を用いているが、特定日Bに開催された「医療安全管理カンファレンス」の配布資料である。 同会議は、インシデント・アクシデント事案に関する情報共有を目的として、原則週一回、15分程度の時間で開催しているものである。その内容は、事案の内容等を一覧形式で整理した資料を作成して構成員(特定職の者に固定)に配布し、情報共有が必要と思われる重大事案、多職種が関連する事案、頻発するインシデント等について説明(情報提供及び検討課題)を行うものであって、構成員が事案に関する審議・検討を行うことを趣旨とするものではない(このため、議事録の作成、会議結果の配布資料への追記等といったことも行われていない)。 なお、文書2の「出席者」の記載は出席予定者を意味するものであり、会議後、欠席者を二重線で明記するなどの対応を行っていないため、参加したか否が把握できるものではない。 (ウ) 文書2を見分すると、当該部分には氏名の記載はなく、職名のみが記載されていることが認められる。 また、当該部分の直下には、特定日Bの会議で対象とされ</p>
------	--	--

		<p>たと推察される二十数件の事案が、一覧表形式で記載されていることが認められる。</p> <p>そこで検討すると、当該部分（「出席者」の職名）を開示しても、特定の職名の職員が、「医療安全管理カンファレンス」会議の構成員であるという事実が明らかになるにすぎず、また、本件対象文書の記載内容や上記（イ）で説明された同会議の趣旨等に照らしても、同会議の構成員の氏名を明らかにすることにより、関係者の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれや、今後の交渉又は争訟において、機構の当事者としての地位を不当に害するおそれにつながるとする開示決定通知書における不開示理由が成立するとは認め難い。</p> <p>したがって、当該部分は法14条4号及び5号二には該当しない。</p>
--	--	--